

## 第4章 非課税対象施設

(法第701条の34関係)

下線部分は、法改正等により令和2年1月に発行した「事業所税の手引」を変更しています。

(表中の分数は非課税割合、○印は全部が非課税該当)

分類	項	号	区	分	資	産	割	従	業	者	割	施	設	名	等
国 及 び 公 益 法 人 等	1		国及び非課税独立行政法人並びに公共法人		○			○				非課税独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの等で、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものに限り、）及び法人税法第2条第5号別表第1に掲げる法人			
	2		公益法人等又は人格のない社団等（収益事業に係るものを除きます。）		○			○				公益法人等とは、法人税法第2条第6号別表第2に掲げる法人をいいます（学校法人、宗教法人等）。 ※ 公益法人制度の見直しにより、次のような特例措置が設けられています。（法附則第41条第4項） ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この事業所税の手引において「整備法」といいます。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものにあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に該当するものに限り、）については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、本項の規定が適用されます。			
	3	24	電気通信事業を営む者で一定の者が当該事業の用に供する施設		○			○				専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて同条第3号に規定する電気通信役務を提供する事業を除きます。）を営む者で一定の者が当該電気通信事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設及び研修施設以外の施設			
			25	一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設		○			○			民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設（信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設）			
			25	日本郵便株式会社法に規定する事業の用に供する施設		○			○			日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務の用に供する施設で一定のもの			
			3	博物館、教育文化施設		○			○			博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校法人以外の者の設立した幼稚園			
		5	と畜場施設		○			○			と畜場法第3条第2項に規定すると畜場				

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
都市施設で一般的に市が行うものと同種のもの又は極めて収益性の低いもの	3	6	死亡獣畜取扱場	○	○	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場
		7	水道施設	○	○	水道法第3条第8項に規定する水道施設
		8	廃棄物処理事業用施設	○	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
		9	病院、診療所等の医療施設等	○	○	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で医療法人が開設するもの、医療関係者（看護師、准看護師、歯科衛生士、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師）の養成所並びに介護保険法第8条第29項規定される介護医療院（医療法人の設置するものに限る）
		10	保護施設	○	○	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で一定のもの（生活保護法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更正施設、同条第4項に規定する医療保護施設、同条第5項に規定する授産施設及び同条第6項に規定する宿所提供施設）
		10 の 2	小規模保育事業施設	○	○	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設
		10 の 3	児童福祉施設	○	○	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で一定のもの（児童福祉法第36条に規定する助産施設、同法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条に規定する保育所、同法第40条に規定する児童厚生施設、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条に規定する児童発達支援センター、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設、同法第44条に規定する児童自立支援施設及び同法第44条の2第1項に規定する児童家庭支援センター）
		10 の 4	認定こども園	○	○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
		10 の 5	老人福祉施設	○	○	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で一定のもの（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の3に規定する老人短期入所施設、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第20条の7に規定する老人福祉センター及び同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター）

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
都市施設で一般的に市が行うものと同種のもの又は極めて収益性の低いもの	3	10 の 6	障害者支援施設	○	○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設
		10 の 7	社会福祉事業の用に供する施設	○	○	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で一定のもの (社会福祉法第2条第2項第1号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第6号若しくは第7号に掲げる事業、同条第3項第1号若しくは第1号の2に掲げる事業、同項第2号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第2号の3に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業、同項第4号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは複合型サービス福祉事業又は同項第4号の2から第6号まで若しくは第8号から第13号までに掲げる事業の用に供する施設とする。)
		10 の 8	包括的支援事業の用に供する施設	○	○	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設
		10 の 9	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	児童福祉法第6条の3第9項、同条第11項又は第12項に規定する施設
		14	卸売市場及びその補完施設	○	○	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する一定の施設(株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集卸売場の施設又は同号の下欄に規定する卸売若しくは仲卸しの業務に必要な一定の施設、 <u>卸売市場法第4条第1項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う同法第2条第4項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第1項に規定する生鮮食料品等を保管する一定の施設</u> )
		16	電気事業の用に供する施設及びその保安施設	○	○	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業又は同項第14号に規定する発電事業の用に供する施設で一定のもの(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設)
	17	ガス事業の用に供する施設及びその保安施設	○	○	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設で一定のもの(ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設)	

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
都市施設で一般的に市が行うものと同種のもの又は極めて収益性の低いもの	3	20	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設（営業所、停車場、停留所、運転指令所、信号所、車庫、貨物庫、変電所、配電所、開閉所、巻揚所、監視所、駐在所、修理工場（直営のもの）、資材機械等の貯蔵倉庫等）
		21	一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業等を経営する者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限り。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業（特定の者の需要に応じてするものを除きます。）に係る部分に限り。）を営業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設（営業所、案内所、出札所、待合室、指令所、車庫、洗車場、整備工場（直営のもの）、従業員の仮眠所、荷さばき施設、保管庫等）
		22	バスターミナル又はトラックターミナル施設	○	○	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設（誘導車路、操車場所、停留場所、駐車場、洗車場、給油場、検車場、乗降場、待合所、荷扱場、保管庫等）
		23	国際路線に係る航空運送事業の用に供する施設	○	○	航空法第100条の許可を受けた者がその事業の用に供する施設のうち、国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設その他国際路線に係る同法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する施設（貨物取扱施設、航空機部品の整備及び保管のための施設、車庫、変電所及び配電所、旅客カウンター、遺失物保管室、手荷物取扱施設等（これらの施設が国際路線に係るものと国内路線に係るものとに併せ供される場合には、これらの施設のうち国際路線に係る航空運送事業に係るものとして一定の部分に限り。）
		27	路外駐車場	○	○	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で、次に掲げるもの (1) 都市計画において定められたもの (2) 駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの (3) 一般公共の用に供されるものとして指定都市の長が認めるもの
		28	自転車等駐車場	○	○	原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で、都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
農業・林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設等	3	11	農林漁業者が直接生産の用に供する施設	○	○	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設（農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設）
		12	農林水産業関係の一定の法人が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	農林水産業関係の一定の法人とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合をいい、共同利用に供する施設とは、農林水産業者の共同利用に供する施設で生産の用に供するもの、国の補助金若しくは交付金の交付又は株式会社日本政策金融公庫の資金（一部の資金に限ります。）、沖縄振興開発金融公庫の資金、農業近代化資金若しくは漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設、農林水産業に関する試験研究のための施設をいいます。
中小企業の集積の活性化等の事業に係る施設		18	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業を行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設。	○	○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業（一部の事業を除きます。以下「連携集積活性化事業」といいます。）を行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号口の資金の貸付け（これに準ずる一定の資金の貸付けを含みます。）を受けて設置する施設のうち、当該連携集積活性化事業又は当該連携集積活性化事業に係るものとして一定の事業の用に供する一定の施設
		19	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置し、本来の事業の用に供する施設	○	○	中小企業経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が、共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するもの、又は地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているもの）の用に供する工場、事業場、店舗等で、市町村から貸付を受けて設置した施設のうち一定の施設

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
福 利 厚 生 施 設	3	4	公衆浴場	○	○	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場（物価統制令第4条の規定に基づき道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場に限り ます。）
		26	勤労者の福利厚生施設	○	○	<p>勤労者の福利厚生施設とは、次に掲げる施設をいいます。</p> <p>(1) 事業を行う者等が雇用する勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設（食堂、休憩室、娯楽教養室、喫茶室、理髪室、美容室、体育館等）</p> <p>(2) 国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合等の組合等が経営する専らこれらの組合員等の利用に供する福利又は厚生のための施設。</p> <p>(3) 農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合等の組合又は団体が経営する専らこれらの組合員又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設</p> <p>(4) 公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいいます。以下この事業所税の手引において「非営利型法人」といいます。）に該当するものに限り ます。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限り ます。）又は人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設</p> <p>(5) 上記(1)から(4)のものから経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設</p> <p>※ 公益法人制度の見直しにより、次のような特例措置が設けられています。（規則附則第22条）</p> <p>整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（整備法第131第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものにあつては、非営利型法人に該当するものに限り ます。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、本号の規定が適用されます。</p>
そ の 他		29	高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設	○	○	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、又は本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第1号、第2号、第4号又は第5号に規定する事業）の用に供する施設のうち事務所以外の施設

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
そ の 他	4 (注)		消防用設備等、特殊消防用設備等及び避難施設等  ※ただし、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち一定のもの(P29※参照)に設置されるものに限りです。            (次ページへつづく)	○		1 消防用設備等（消防法第17条第1項に規定する消防用設備等を行い、これに附置される非常電源を含みます。）
						(1) 消火設備 消火器、簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩）、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備
						(2) 警報装置 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）及び非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）
						(3) 避難設備 避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋等）、誘導灯及び誘導標識
						(4) 消防用水 防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水
						(5) 消火活動上必要な施設 排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備
						2 特殊消防用設備等（消防法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等）
						3 避難施設等（建築基準法第35条に規定する避難施設その他一定の防災に関する施設又は設備（消防用設備等及び特殊消防用設備等を除きます。））
						(1) 避難階段又は特別避難階段（以下「避難階段等」といいます。）、排煙設備並びに非常用の照明装置（これに附置される予備電源を含みます。）及び進入口
						1/2 (2) 廊下、階段（避難階又は地上へ通ずる直通階段（避難階段等を除くものとし、傾斜路を含みます。）に限りです。）及び避難階における屋外への出入口
						1/2 (3) 中央管理室（一定の設備に係る部分に限りです。）
						1/2 (4) 吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分で防火区画されているもの（(1)、(2)及び(5)に掲げる施設又は設備に係るものを除きます。）
						○ (5) 非常用エレベーター（これに附置される予備電源を含みます。）
○ (6) 指定都市等の条例の規定に基づき設置する避難通路でスプリンクラー設備の有効範囲内に設置されたもの						

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
その他				1/2		(7) 指定都市等の条例の規定に基づき設置する避難通路 ((6)に該当するものを除きます。)及び喫煙所
				1/2		(8) 指定都市等の条例又は消防長若しくは消防署長若しくは 建築基準法に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する 施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、 又は軽減するために有効に管理されていると指定都市 等の長が認めるもの(避難階段に設ける附室、避難のため の屋内バルコニー及び防災サブセンター等)
	5		港湾運送事業者がその 本来の事業の用に供す る施設		○	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその 本来の事業の用に供する施設(労働者詰所、現場事務所)

(注)

施設名等の欄に掲げた施設等のうち、天井、壁等に取り付けられているものについては占有する床面積はないことから、実際にはこれらの施設に直接関連した施設に係る事業所床面積が非課税となります。

《具体例》スプリンクラー設備 → ( スプリンクラー設備等の水槽、ポンプ室、パイプスペースの部分、  
又はこれらの設備の非常電源に係る発電室、蓄電池室等の部分 )

また、機械設備等にあつては、その設置床面積が非課税床面積となります。

※ 設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び避難施設等について事業所等が非課税とされる防火対象物  
(消防法施行令別表第1抜粋)

条項		防火対象物
1項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
2項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗等で一定のもの
	ニ	カラオケボックス等で一定のもの
3項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
4項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5項	イ	旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの
6項	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、軽費老人ホーム等で一定のもの
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、児童発達支援センター、身体障害者福祉センター、児童養護施設等で一定のもの
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が前記1項～4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2項		地下街
16の3項		建築物の地階(前記16の2項に掲げるものの各階を除きます。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(前記1項～4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)